

## 第二章 給料・手当

### ○蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例

(平成十九年三月二十八日  
条例 第十号)

改正 令和 元年二月二十四日条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について定めるものとする。

(準用規定)

第二条 給与の種類その他給与に関する必要な事項は、蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和三十六年蒲郡市条例第十号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」

第五編 給与（蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例）

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和三十九年

蒲郡市幸田町衛生組合条例第三号）は、廃止する。

附 則（令和元年条例第二号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。